

第1章 教育行財政

第1節	教育委員会	5
1	教育委員会の沿革	
2	教育委員会	
第2節	組織及び事務分掌	12
1	令和6年度 教育委員会組織図	
2	事務分掌	
第3節	教育財政	17
1	市川市一般会計予算と教育費の推移	
2	令和6年度当初予算（一般会計）	
3	教育費の割合	
4	教育費の単位（市民1人、1世帯、児童生徒園児1人、1学級）あたり比較表	
第4節	第4期市川市教育振興基本計画	18
1	市川の教育の目指す姿	
2	基本理念と基本的な3つの考え方	
3	方針と目標	

第1章 教育行財政

第1節 教育委員会

1 教育委員会の沿革

昭和

- 27. 11 教育委員会法（昭和23年法律第170号）により市川市教育委員会設置
事務局 市役所内（旧庁舎）庶務課、学校教育課、図書館、公民館をもって発足
委員長 内田安右衛門
教育長 島津新治
公選委員 山越亮治、広瀬安之、岩間義定、大原留吉
議会選出委員 内田安右衛門
- 28. 4 平田小学校開校
4 事務局八幡小学校内へ移転
第1回市川市美術展覧会開催（公民館）
11 委員長 岩間義定就任
- 29. 11 委員長 山越亮治就任
- 30. 4 事務局 八幡2丁目地先へ移転
7 市川市公民館運営審議会設置
9 行徳小学校校舎落成
11 委員長 広瀬安之就任
- 31. 1 第1回成人式式典挙行（和洋女子大）
4 鬼高小学校開校
4 稲荷木小学校開校
5 委員長 大原留吉就任
10 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31.6.30公布）により教育委員が任命制となる
委員長・越田穰、教育長・島津新治
- 32. 4 菅野小学校開校
4 養護学校（中学部）開校
5 八幡宮境内に図書館新築・移転、同時に事務局図書館内に移転
- 33. 7 市内各小学校のプール設置始まる（中山小、富貴島小、菅野小）
- 34. 4 第六中学校開校
7 市庁舎落成、同時に事務局移転
10 委員長 伊東教順就任
- 35. 1 市民会館開館
4 市川市文化財審議会設置
6 機構改革により指導課設置
- 36. 4 機構改革により教育研究所設置
- 37. 4 第七中学校開校
6 市川市スポーツ振興審議会設置
- 38. 4 機構改革により保健体育課設置
4 言語治療教室はじまる（八幡小）
7 委員長 神納木与志雄就任
- 39. 6 市立図書館行徳分館開館
7 教育次長制実施
- 40. 4 情緒障害学級はじまる（国府台小）
7 教育長 富田英夫就任
- 41. 4 留守家庭児童会（現保育クラブ）発足（市川小内）
10 委員長 吉田真就任
- 42. 4 第八中学校開校
4 鶴指小学校開校
7 新舞子に市立海の家開設
- 43. 4 機構改革により青少年補導センター設置
4 宮久保小学校開校
5 市立図書館新館開館
12 共同調理場方式による学校給食開始（鶴指小、第八中）
- 44. 3 市川市青少年補導センター運営協議会設置
4 機構改革により青少年課設置
7 市川市奨学生選考委員会設置
- 45. 4 二俣小学校開校
- 46. 4 二俣、信篤、稲荷木各幼稚園開園
10 機構改革により施設課設置
- 47. 4 中国分、曾谷各小学校開校
4 養護学校（高等部）開校
4 難聴学級はじまる（稲荷木小）
11 市立博物館開館
11 市立市川博物館協議会設置
12 委員長 渋谷寿光就任
- 48. 4 大町小学校開校
4 養護学校（小学部）開校

第1章 教育行財政

- 4 鬼越・鬼高青少年館開館
- 9 国府台公園に市民体育館開館、同時に名称をスポーツセンターに改称
- 49. 4 北方小学校開校
- 4 宮田青少年館開館
- 4 市川市中心身障害児就学指導委員会設置
- 9 大洲幼稚園開園
- 10 機構改革により企画調査課設置
- 10 機構改革により市民会館が市長部局総務部へ移管される
- 11 西部公民館設置、同時に従来の公民館を中央公民館に改称
- 50. 4 市川青少年館開館
- 4 新浜小学校開校
- 4 委員長 甲田義男就任
- 4 南行徳幼稚園開園
- 4 平田青少年館開館
- 4 市川市幼児教育振興審議会設置
- 7 百合台幼稚園開園
- 9 移動図書館みどり号開設
- 10 宮久保青少年館開館
- 51. 11 湊青少年館開館
- 12 長野県菅平に菅平高原いちかわ村（林間施設）開設
- 52. 2 委員長 富山新一就任
- 4 百合台小学校開校
市立新舞子海の家閉鎖
- 53. 1 社会教育会館開館
- 4 機構改革により部制実施（学校教育部、社会教育部設置） 社会体育課及び文化課設置、企画調査課廃止
- 4 富美浜小学校開校
- 4 新浜幼稚園開園
- 7 信篤小学校、原木2-16-1へ移転
- 9 行徳公民館開館（行徳支所に併設）
- 10 鬼高公民館開館
- 54. 2 信篤図書館開館（信篤小跡地）
- 2 市立図書館行徳分館を行徳図書館に改称
- 2 八幡青少年館開館
- 2 富美浜青少年館開館
- 4 柏井、大洲、幸小学校開校
- 4 下貝塚、高谷、福栄中学校開校
- 4 東部公民館開館
- 5 機構改革により管理部設置（二部制より三部制へ）
- 8 教育長 山口重直就任
- 55. 3 柏井公民館開館
- 4 機構改革により管理部内に企画調整課設置
- 4 大野、南新浜、新井小学校開校
- 4 東国分中学校開校
- 4 本行徳公民館開館
- 4 行徳図書館・移動図書館を本行徳公民館図書室に移転
- 4 行徳、新井青少年館開館
- 4 コミュニティスクール モデル校5校指定
- 56. 4 稲越、塩焼、塩浜小学校開校
- 4 市川市立小・中学校通学区域審議会設置
- 5 委員長 前川峯雄就任
- 5 市川駅南公民館開館（総合福祉センターに併設、現 こども発達センター）
- 9 大野公民館開館（大柏出張所に併設）
- 10 市立行徳図書館新館開館（行徳支所に併設）
- 10 委員長 富山新一就任
- 10 稲越、塩焼小学校に市民図書室開設
- 57. 4 信篤公民館開館
- 4 大洲、塩浜中学校開校
- 4 大洲中学校内に夜間学級開設
- 4 塩焼幼稚園開園
- 4 本八幡、奉免青少年館開館
- 7 市民プール開設
- 7 少年自然の家開所
- 10 委員長 伊藤一郎就任
- 11 歴史博物館開館（従来の博物館が考古博物館となる）
- 58. 4 大和田小学校開校
- 5 曾谷公民館開館
- 10 市立南行徳図書館開館
- 11 教育研究所を市川市教育センターに改称、南八幡5丁目へ移転
- 60. 4 福栄小学校開校
- 4 南行徳中学校開校
- 4 香取青少年館開館
- 5 信篤市民体育館開館
- 10 福栄小学校に市民図書室開設
- 61. 4 妙典中学校開校
- 10 文化振興基金設置
- 62. 4 自然博物館開館準備室開設
- 5 若宮公民館開館
- 6 市民プールに太陽熱利用プールハウス設置
- 10 平田図書室開館
- 12 青少年教育国際交流基金設置

63. 4 妙典中学校新校舎落成
- 平成
- 元. 3 大畑・教育基金設置
- 4 行徳図書館移転（行徳支所隣）
- 4 全校コミュニティスクール実施
- 5 幸公民館開館
- 7 中央図書館等建設準備室開設
- 10 市川自然博物館開館（市川市動植物園内）
- 10 塩浜市民体育館開館
2. 4 スクールコンサルタント室開設
- 5 南行徳公民館開館
- 7 機構改革により文化スポーツ部設置（三部制より四部制へ）文化課、社会体育課を移管
3. 4 大柏小学校に市民図書室開設
- 5 市川公民館開館
5. 4 教育長 最首輝夫就任
6. 4 委員長 多田實就任
- 4 青少年補導センターを少年センターに改称
- 7 機構改革により社会教育部を生涯学習部に、社会教育課を生涯学習課に改称
管理部中央図書館等建設準備室を中央図書館等開設準備室に改称し生涯学習部へ、図書館を文化スポーツ部から生涯学習部へ移管
- 11 市川市生涯学習センター「メディアパーク市川」開館
中央図書館、映像文化センター、教育センター、中央こども館（児童福祉部）を設置
機構改革により中央図書館等開設準備室を廃止し、映像文化センターを設置
市立図書館を廃止し、中央図書館を設置
7. 3 教育委員会事務局が東大和田1-2-10に移転
- 4 委員長 長谷川千代就任
- 4 ライフカウンセラー配置
- 10 「市川市余裕教室活用基本方針」策定
- 10 公共図書館と学校図書館とを結ぶネットワーク事業を本格実施
8. 8 「市川市生涯学習振興指針」策定
9. 1 宮久保青少年館閉館
- 4 ナーチャリングコミュニティ事業の実施
- 4 通学区域の弾力化開始
- 9 今後の地方教育行政の在り方について、創意と活力のある学校づくり事業開始
10. 4 委員長 緑谷一雄就任
- 6 国府台小学校に「国府台デイサービスセンター」開所
11. 4 妙典小学校開校
- 4 機構改革により文化スポーツ部廃止（四部制より三部制へ）管理部を教育総務部に、庶務課を教育総務課に、学校施設課を教育施設課に、学務課を義務教育課に、生涯学習課を生涯学習振興課に、社会体育課をスポーツ振興課に改称
文化スポーツ部を生涯学習部に統合
文化課を市長部局に移管
少年センターを生涯学習部青少年課の所管へ
- 4 「市川市生涯学習推進計画」策定
12. 3 石井秋蔵教育振興基金設置
- 4 機構改革により就学支援課を新設
- 4 学校評議員制度
- 4 給食民間委託化
13. 1 「市川市教育計画」策定
- 4 機構改革により七中建設担当室、公民館センターを新設
- 8 教育長 西垣惇吉就任
14. 4 機構改革により七中建設担当室を七中建設担当とし教育施設課の所管へ
青少年課を廃止し、地域教育課を新設
少年センター、少年自然の家を地域教育課に所管替え
- 4 委員長 大熊徹就任
- 7 市川市教育改革懇話会設置
- 9 教育委員会事務局が市役所本庁舎へ移転
15. 4 全国高校総体推進担当室を設置
コミュニティサポートシステムの発足
16. 4 組織改正により全国高校総体推進担当室を全国高校総体推進担当としスポーツ振興課の所管へ
- 6 中央公民館菅野分館開館
- 9 PFIにより七中建替工事完了
- 12 「市川市子どもの読書活動推進計画」策定
17. 4 委員長 五十嵐芙美子就任
妙典小学校区改編実施
中国分スポーツ広場開設
ヘルシースクール事業本格開始
- 8 全国高等学校総合体育大会 女子ハンドボール競技大会開催
18. 4 市川の学校教育3ヵ年計画策定・実施
総合型地域スポーツクラブ設立（国府台）
19. 4 組織改正によりスポーツ振興課、映像文化センターを市長部局に移管
青少年育成課を市長部局から移管

- 4 新井小学校区改編実施
- 7 少年自然の家をリニューアル
- 20. 4 組織改正により企画調整課と教育総務課を統合し、教育政策課へ
- 4 特別支援学校小学部を稲越小学校内に移転するとともに、校名を須和田の丘支援学校（本校）、須和田の丘支援学校稲越校舎（分校）に改称
- 4 市川市教育振興会議を設置
- 7 幼児教育振興プログラム策定
- 21. 3 市川市教育振興基本計画策定
- 4 教育長 田中庸恵就任
- 4 委員長 宇田川進就任
- 4 市川駅南口図書館開館
- 22. 8 第三次生涯学習推進計画策定
- 23. 4 市川市立図書館中期計画策定
- 4 市川市教育振興審議会を設置
- 4 菅野公民館開館
- 24. 3 市川市特別支援教育推進計画策定
- 25. 4 組織改正により地域教育課を廃止し生涯学習振興課と青少年育成課へ事務移管
公民館センターを社会教育課に名称変更し、生涯学習振興課より一部事務移管
自然学習課を新設し自然博物館と少年自然の家を所管
少年センターが青少年育成課所管へ
- 26. 1 市川市教育振興基本計画（第2期）策定
- 2 教育行政運営方針の策定開始
- 3 菅平高原いちかわ村閉村
- 3 稲荷木幼稚園廃園
- 4 「校内塾・まなびくらぶ」開始
- 5 教育委員会が南八幡仮設庁舎へ移転
- 11 中央図書館開館二十周年記念行事開催
- 27. 3 市川市立図書館運営基本計画策定
- 4 教育長 田中庸恵就任（新教育委員会制度）
- 4 市長が市川市総合教育会議を設置
- 4 塩浜小・中学校において小中一貫教育を開始
- 4 第四次生涯学習推進計画策定
- 4 市川市立幼稚園は特定教育・保育施設となる
- 4 組織改正により教育委員会が三部体制（教育総務部・学校教育部・生涯学習部）から一室二部体制（教育政策室・生涯学習部・学校教育部）へ
自然学習課を廃止し、少年自然の家を青少年育成課所管へ、自然博物館を考古博物館所管へ
- 4 市川市教育支援委員会を設置
- 10 市長が「市川市教育振興大綱」を策定
- 28. 4 二俣幼稚園休園
- 4 塩浜小・中学校が小中一貫校の義務教育学校「塩浜学園」として開校
- 5 市川版コミュニティ・スクール（学校運営協議会・地域学校協働本部）導入開始
- 29. 3 市川市特別支援教育推進計画（第2期）策定
- 4 組織改正により教育政策室を廃止し、一室二部体制（教育政策室・生涯学習部・学校教育部）から二部体制（生涯学習部・学校教育部）へ
教育政策課が教育政策室から生涯学習部の所管へ
少年センターが青少年育成課から教育センターの所管へ
就学支援課が生涯学習部から学校教育部の所管へ
学校地域連携推進課を新設し、青少年育成課及び社会教育課より一部事務移管
- 30. 3 二俣幼稚園廃園
- 4 組織改正により教育政策課を廃止し、教育総務課と教育施設課へ事務移管
- 4 市立幼稚園に関する事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、市長の補助機関である職員に委任
- 9 塩浜学園校舎等新築工事着工
- 31. 1 市長が「市川市教育振興大綱」を策定
- 1 市川市教育振興基本計画（第3期）策定
- 4 学校運営協議会 全校設置
- 令和
- 2. 4 組織改正により学校環境調整課を新設し、教育施設課より一部事務移管
- 8 塩浜学園校舎等供用開始
- 9 院内学級建替工事完了、供用開始
- 3. 1 市川市学校環境基本計画策定
- 3 地域学校協働本部 全中学校区・義務教育学校区設置
- 4 小中一貫型小学校・中学校「（通称）東国分爽風学園」開始
- 11 学習交流施設 市本開館
- 11 中央公民館閉館
- 4. 3 市川市特別支援教育推進計画（第3期）策定
- 4 小中一貫型小学校・中学校「（通称）信篤三つ葉学園」開始

- 9 須和田の丘支援学校特別教室棟供用開始
- 5. 1 市長が「市川市教育振興大綱」を策定
 - 3 学習交流施設 市本閉館
 - 4 すべての市立学校の給食費を無償化
- 10 全市立小学校に放課後子ども教室の設置が完了
- 6. 1 市川市教育振興基本計画（第4期）策定
 - 4 教育長 勝山浩司就任
 - 4 適応指導教室「ふれんどルーム市川」を教育支援センター「サポートルームふれんど市川」へ改称
小学校における校内教育支援センターをモデル校6校に開室（中山小・富貴島小・平田小・菅野小・富美浜小・大和田小）

2 教育委員会

教育委員会は、教育長及び5人の教育委員をもって組織している合議制の執行機関である。
教育長及び教育委員は、市長が市議会の同意を得て任命し、任期は教育長は3年、教育委員は4年である。

(1) 教育委員会の会議（令和5年度）

① 開催状況

定例会 12回

② 議決内訳

(件)

件 名		議 案 等			議決結果等		
		議 案	報 告	計	原 案 可 決	審 議 未 了	計
1	教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること	6	0	6	6	0	6
2	教育委員会の規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること	7	5	12	7	0	7
3	教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること	0	0	0	0	0	0
4	教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること	21	8	29	21	0	21
5	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること	2	1	3	2	0	2
6	法第27条（幼保連携型認定子ども園に関する意見聴取）及び第29条（教育委員会の意見聴取）に規定する意見の申出に関すること	3	8	11	3	0	3
7	教育機関の敷地を設定し、又は変更すること	0	0	0	0	0	0
8	教育機関の施設の整備計画を定めること	1	0	1	1	0	1
9	教育功労者を表彰すること	1	0	1	1	0	1
10	学校の通学区域の決定に関すること	0	0	0	0	0	0
11	教科書の採択に関すること	4	1	5	4	0	4
12	重要文化財の指定及び解除に関すること	0	0	0	0	0	0
13	教育委員会がその当事者である争訟に関すること	0	0	0	0	0	0
14	職員団体との重要な交渉に関すること	0	0	0	0	0	0
15	請願及び陳情に関すること	0	0	0	0	0	0
16	上記に掲げるもののほか、重要かつ異例に属するもの	4	2	6	4	0	4
	合 計	49	25	74	49	0	49

(2) 教育長及び教育委員



教育長 勝山 浩司



教育委員 山元 幸恵



教育委員 大高 究



教育委員 広瀬 由紀



教育委員 田中 大介



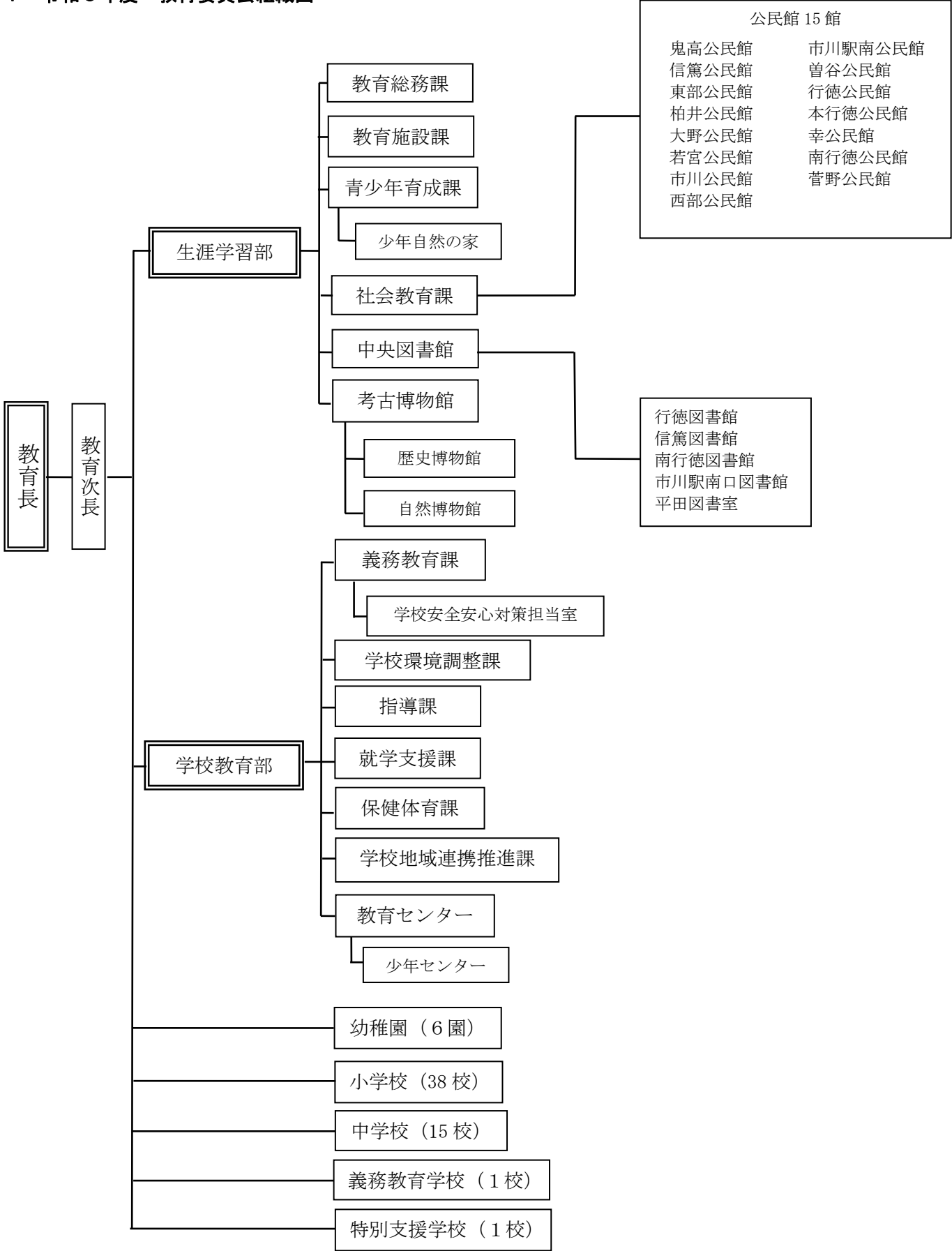
教育委員 駒 久美子

令和6年10月1日現在

職 名	氏 名	任 期	主な経歴等
教 育 長	勝 山 浩 司	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	
教育委員	山 元 幸 恵	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	元市川市立中学校長
教育委員	大 高 究	令和 3 年 7 月 1 日～ 令和 7 年 6 月 30 日	医師
教育委員	広 瀬 由 紀	令和 3 年 8 月 2 日～ 令和 7 年 8 月 1 日	共立女子大学教授 保護者
教育委員	田 中 大 介	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	弁護士
教育委員	駒 久 美 子	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日	千葉大学准教授

第 2 節 組織及び事務分掌

1 令和 6 年度 教育委員会組織図



2 事務分掌

生涯学習部

《教育総務課》

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 教育振興基本計画に関する事。
- (3) 委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関する事。
- (4) 教育行政の総合的な連絡調整に関する事。
- (5) 委員会の組織及び定員の管理に関する事。
- (6) 委員会の予算の調整に関する事。
- (7) 委員会の会議に関する事。
- (8) 委員会の公印の統括的管理に関する事。
- (9) 儀式及び表彰に関する事。
- (10) 教育長の秘書に関する事。
- (11) 教育行政に関する相談窓口に関する事。
- (12) 職員の任免に関する事。
- (13) 職員の分限及び懲戒に関する事。
- (14) 職員の服務に関する事。
- (15) 職員の研修に関する事。
- (16) 教育振興審議会に関する事。
- (17) 幼児教育振興審議会に関する事。
- (18) 生涯学習部の所管に係る事務事業の連絡調整に関する事。
- (19) 部内他の課の所掌に属しない事項に関する事。
- (20) 他の部の所掌に属しない事項に関する事。

《教育施設課》

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 教育機関の整備計画に関する事。
- (3) 教育機関の火災保険に関する事。
- (4) 学校の用に供する財産の管理に関する事。

《青少年育成課》

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 青少年健全育成事業の計画及び実施に関する事。
- (3) 青少年団体に関する事。
- (4) 放課後児童健全育成事業に関する事。
- (5) 少年自然の家に関する事。
- (6) 自然体験活動に関する事。

〈少年自然の家〉

- (1) 少年自然の家の管理に関する事。
- (2) 事業の企画、調整及び実施に関する事。
- (3) 生活指導に関する事。
- (4) 学習活動の指導及び援助に関する事。

《社会教育課》

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 社会教育の振興に関する事。
- (3) 社会教育関係団体に関する事。
- (4) 社会教育委員に関する事。
- (5) 公民館に関する事。
- (6) 公民館運営審議会に関する事。
- (7) 社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく事業等の実施に関する事。
- (8) 生涯学習施策の調整に関する事。
- (9) 生涯学習推進の企画立案に関する事。

〈公民館〉

- (1) 社会教育法に基づく事業等の実施に関する事。

《中央図書館》

- (1) 館の庶務に関する事。
- (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく事業の実施に関する事。
- (3) 行徳図書館、信篤図書館、南行徳図書館並びに市川駅南口図書館及び平田図書室に関する事。
- (4) 生涯学習センターの施設等の管理に関する事。

〈行徳図書館、信篤図書館及び南行徳図書館〉

- (1) 図書館法に基づく事業の実施に関する事。

《考古博物館》

- (1) 館の庶務に関する事。
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）に基づく事業の実施に関する事。
- (3) 博物館協議会に関する事。
- (4) 博物館関係団体に関する事。
- (5) 歴史博物館に関する事。
- (6) 自然博物館に関する事。
- (7) 文化財保護に関する事。
- (8) 文化財の管理に関する事。
- (9) 文化財保護審議会に関する事。

〈歴史博物館及び自然博物館〉

- (1) 博物館法に基づく事業の実施に関する事。

学校教育部

《義務教育課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 学校（幼稚園を除く。）の設置及び廃止に関すること。
- (3) 児童及び生徒の入学、転学等に関すること。
- (4) 学級編制に関すること。
- (5) 通学区域の設定及び変更に関すること。
- (6) 小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会に関すること。
- (7) 教職員の任免、給与及び服務に関すること。
- (8) 教職員の福利厚生に関すること。
- (9) 学校運営の指導及び助言又は支援に関すること。
- (10) 学校の防災及び情報管理に関すること。
- (11) 学校の安全施策に関すること。
- (12) いじめ問題対策連絡協議会に関すること。
- (13) いじめ防止対策委員会に関すること。
- (14) 学校長・園長会に関すること。
- (15) 学校教育部の所管に係る事務事業の連絡調整に関すること。
- (16) 部内他の課の所掌に属しない事項に関すること。

〈学校安全安心対策担当室〉

- (1) 担当室の庶務に関すること。
- (2) 学校運営の指導及び助言又は支援に関すること。
- (3) 学校の防災及び情報管理に関すること。
- (4) 学校の安全施策に関すること。
- (5) いじめ問題対策連絡協議会に関すること。
- (6) いじめ防止対策委員会に関すること。
- (7) 学校長・園長会に関すること。

《学校環境調整課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 学校教育行政に関する重要施策の企画立案及び総合調整に関すること。
- (3) 学校施設整備計画の策定及び総合調整に関すること。

《指導課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 学校における教育内容の充実のための調査及び企画に関すること。
- (3) 学校における教育課程、学習指導、進路指導等に関すること。
- (4) 教職員に対する学校教育についての専門的事項の指導に関すること。
- (5) 教職員研修の計画立案に関すること。

- (6) 学習支援事業に関すること。
- (7) 青少年教育国際交流基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。
- (8) 教育センターとの連絡に関すること。

《就学支援課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 学校の予算に関すること。
- (3) 学校の備品の管理に関すること。
- (4) 要保護及び準要保護児童生徒援助費に関すること。
- (5) 特別支援教育就学奨励費に関すること。
- (6) 奨学資金に関すること。
- (7) 奨学生選考委員会に関すること。
- (8) 大畑恣教育基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。
- (9) 入学準備金の貸付けに関すること。
- (10) 私立学校等に係る補助に関すること。

《保健体育課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (3) 学校の保健に関すること。
- (4) 学校給食（学校給食の実施に必要な施設の整備計画を除く。）に関すること。
- (5) 交通安全指導に関すること。
- (6) 学校体育に関すること。
- (7) 学校体育団体に関すること。
- (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

《学校地域連携推進課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 学校と地域の連携推進に関すること。
- (3) こどもの居場所作り事業に関すること。
- (4) コミュニティクラブ事業に関すること。
- (5) 青少年相談員に関すること。
- (6) 家庭教育に関すること。
- (7) 学校施設の開放に関すること。

《教育センター》

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 教育課程の調査研究に関すること。
- (3) 教育内容及び方法の調査研究に関すること。
- (4) 教育における情報化の推進に関すること。
- (5) 教育実践に参考となる資料の収集及び作成に関すること。
- (6) 教職員の研修に関すること。

- (7) 教育相談に関すること。
- (8) サポートルームに関すること。
- (9) 教育支援委員会に関すること。
- (10) 少年センターに関すること。

〈少年センター〉

- (1) 補導員事業に関すること。
- (2) 少年相談事業に関すること。
- (3) 児童生徒の防犯対策に関すること。
- (4) 少年センター運営協議会に関すること。

総務部

《人事課》

- (1) 市立幼稚園の教職員の任免に関すること。

《人事課 人材育成担当室》

- (1) 幼稚園の教職員の研修（幼稚園の園児に対する指導等に係る研修を除く。）に関すること。

《職員課》

- (1) 職員の給与及び福利厚生に関すること。

管財部

《管財課》

- (1) 幼稚園の火災保険に関すること。

こども部

《こども施策課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。
- (3) 地域の子育て支援に関すること。
- (4) 子ども・子育て会議に関すること。
- (5) ぴあぱーく妙典こども施設の開設準備に関すること。
- (6) 中央こども館等（大洲こども館を除く。）に関すること。
- (7) こども部の所管に係る事務事業の連絡及び調整に関すること。
- (8) 部内他の課の所掌に属しない事項に関すること。

《こども家庭相談課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) こども家庭センターの運営に関すること。
- (3) こどもの虐待対策に関すること。
- (4) こどもの人権施策に関すること。

- (5) 家庭児童相談に関すること。
- (6) 母子保健に関すること。
- (7) 未熟児養育医療の申請及び認定の手続に関すること。
- (8) 母子保健推進員に関すること。

《発達支援課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 障害児通所給付費等の申請に関すること。
- (3) 障害児相談支援給付費の申請に関すること。
- (4) こどもの発達支援についての調査研究に関すること。
- (5) こどもの発達障害に関する相談及び支援に関すること。
- (6) あおぞらキッズに関すること。
- (7) おひさまキッズに関すること。
- (8) そよかぜキッズに関すること。
- (9) 大洲こども館に関すること。
- (10) こども発達センターの維持管理に関すること。

《子育て給付課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 児童手当及び児童扶養手当に関すること。
- (3) 遺児手当に関すること。
- (4) ひとり親家庭等及び子ども医療費助成に関すること。
- (5) 未熟児養育医療の給付に関すること。
- (6) ひとり親家庭相談に関すること。
- (7) こどもたちの未来支援基金の管理（運用を除く。）及び処分に関すること。

《こども施設入園課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 保育園及び幼稚園の入園及び退園に関すること。
- (3) 保育園及び幼稚園保育料の徴収に関すること。
- (4) 保育園及び幼稚園保育料の滞納処分に関すること。
- (5) 簡易保育園に関すること。
- (6) 私立幼稚園等に係る補助に関すること。
- (7) 子育てのための施設等利用給付に関すること。
- (8) 市立保育園の副食費の徴収に関すること。
- (9) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への運営費の支弁及び検査に関すること。
- (10) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等（利用定員の設定、増加及び減少に係るものを除く。）に関すること。

《幼保施設計画課》

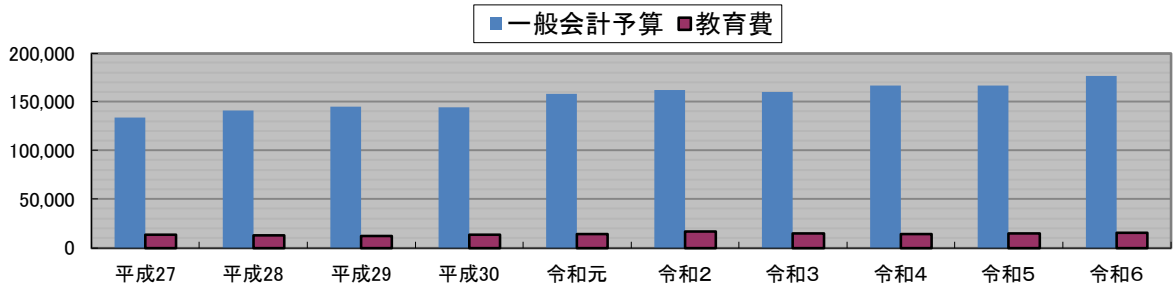
- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 保育等に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (3) 保育園等の整備等に関すること。
- (4) 市立幼稚園の整備等に関すること。
- (5) 特定地域型保育事業の認可等に関すること。
- (6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等（利用定員の設定、増加及び減少に係るものに限る。）に関すること。
- (7) 社会福祉法人（児童の福祉に関する施設を運営するものに限る。）の設立及び定款変更の認可等に関すること。
- (8) 保育等に係る事務事業の連絡及び調整に関すること。

《幼保施設管理課》

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市立保育園及び市立幼稚園の管理運営に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の指導及び育成に関すること。
- (4) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の指導監査に関すること。
- (5) その他保育内容及び施設に関すること。

第3節 教育財政

1 市川市一般会計予算と教育費※の推移

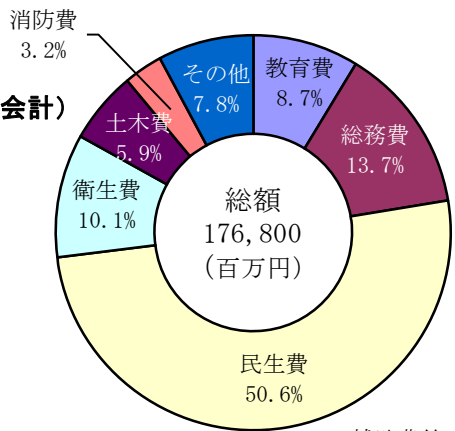


(単位:百万円)

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
一般会計予算	134,000	140,800	144,800	144,000	157,800	162,000	159,800	166,800	166,800	176,800
教育費	13,455	12,447	11,890	13,427	13,922	16,403	14,364	14,010	14,602	15,349
割合(%)	10.0	8.8	8.2	9.3	8.8	10.1	9.0	8.4	8.8	8.7

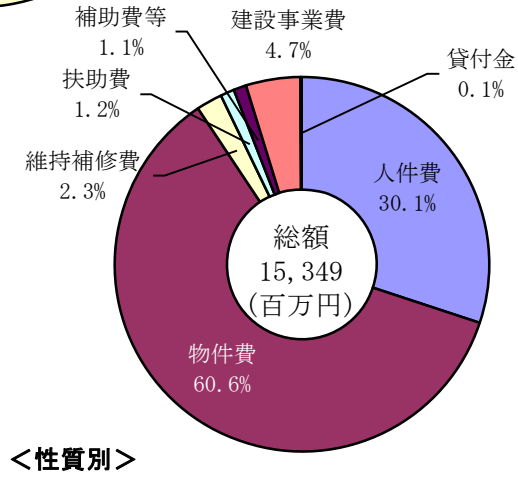
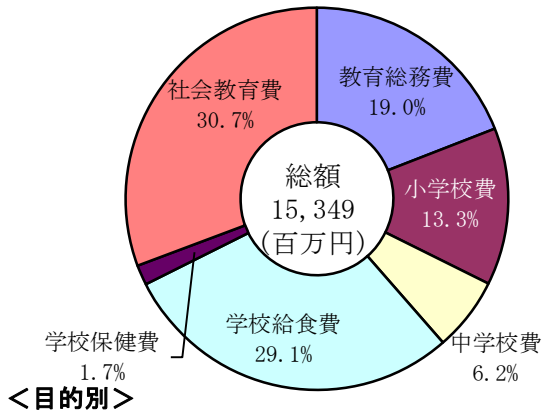
2 令和6年度当初予算(一般会計)

	構成比(%)	予算額(百万円)
教育費	8.7	15,349
総務費	13.7	24,298
民生費	50.6	89,427
衛生費	10.1	17,844
土木費	5.9	10,427
消防費	3.2	5,744
その他	7.8	13,711
計	100.0	176,800



	構成比(%)	予算額(千円)
人件費	30.1	4,613,203
物件費	60.6	9,294,646
維持補修費	2.3	347,976
扶助費	1.2	180,620
補助費等	1.1	172,328
建設事業費	4.7	720,277
貸付金	0.1	19,950
計	100.1	15,349,000

3 教育費の割合



4 教育費の単位(市民1人、1世帯、児童生徒園児1人、1学級)あたり比較表

当初予算額(千円)		市民1人あたり(円)	1世帯あたり(円)	児童・生徒・園児あたり(円)	1学級あたり(円)
総額	15,349,000	31,016	59,178		
教育総務費	2,917,491	5,895	11,248		
小学校費	2,042,549	4,127	7,875	93,661	2,566,016
中学校費	958,038	1,936	3,694	102,838	3,110,513
学校給食費	4,462,419	9,017	17,205	143,375	4,042,046
学校保健費	260,372	526	1,004		
社会教育費	4,708,131	9,514	18,152		
(参考)					
幼稚園費	396,260	801	1,528	1,700,687	20,855,789
		男 250,059	世帯数 259,370	児童数(小) 21,808	学級数(小) 796
		女 244,812		生徒数(中) 9,316	学級数(中) 308
		総数 494,871		園児数(幼) 233	学級数(幼) 19
				総数 31,357	総数 1,123

※幼稚園費は平成30年4月から民生費へ移行した。

第4節 第4期市川市教育振興基本計画（計画期間：令和6年度～令和10年度）

市川市の教育の目指すべき姿とその実現に向け、計画期間内で取り組む施策を明らかにし、市川市における教育政策を実効あるものとするため、第4期市川市教育振興基本計画を策定しました。計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間です。

1 市川の教育の目指す姿

人は地域や社会の中で、支え合いながら生きています。誰もがより良く生きるためには、すべての人にとって、地域や社会がより良いものでなければなりません。そのため、個人の幸せのみならず、他者や地域・社会も幸せや豊かさを感じられるものとなることを目指す必要があります。

教育は人がより良く生きるために必要な力を育むものであることから、教育を通して、一人ひとりの幸せと社会の幸せの実現を目指すものです。

○互いに認め合い、自分の思いを実現できる子ども

一人ひとりが自律的に行動し、想像力や創造力を発揮しながら多様な人と協働して正解のない問題に立ち向かうことができる力を育てます。

○誰もが幸せを感じ、ともに学び支え合う、家庭・学校・地域

人々がともに学び合い、学びを通じて支え合い、お互いのつながりや関わり合いからもたらされる幸せを感じられる家庭・学校・地域を目指します。

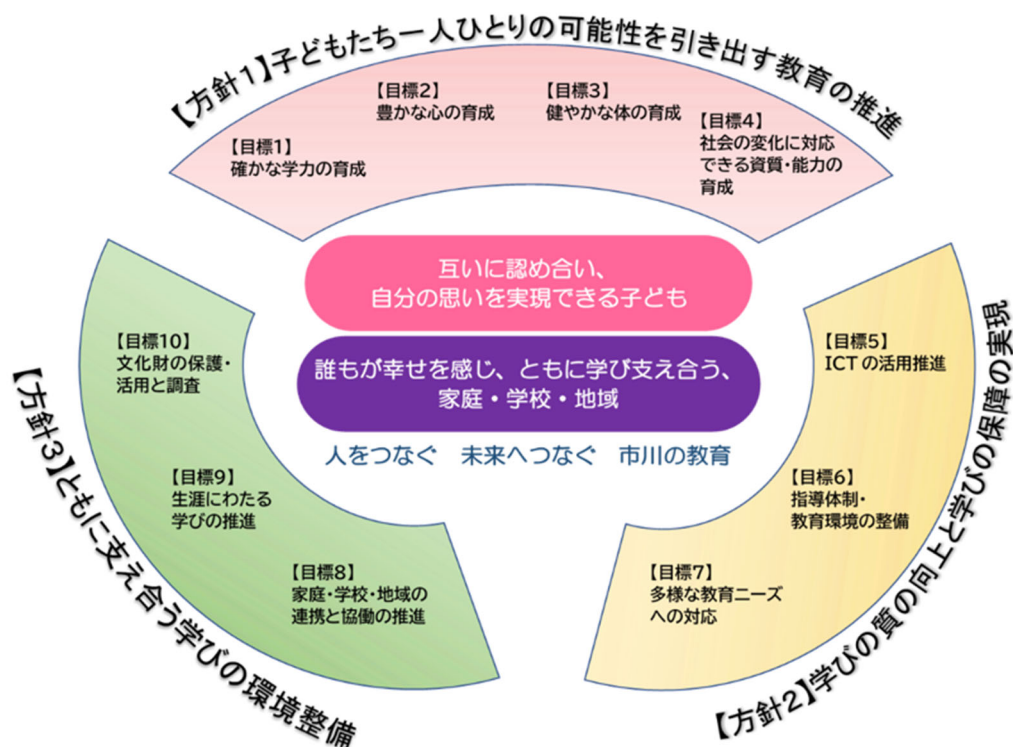
2 基本理念と基本的な3つの考え方

市川の教育の目指す姿を実現するため、基本理念を定めます。

「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」

5年間を通して実施するさまざまな施策の実現にあたっては、次の3つの考え方を重視します。

- ① すべての人の可能性を引き出す教育 ② 家庭・学校・地域の連携 ③ 学びの環境整備（教育 DX）



〔目指す姿と基本理念、基本方針及び目標の関係イメージ図〕

3 方針と目標

基本方針、目標、施策の一覧です。

基本方針	目標	施策
〈方針1〉 子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進	1 確かな学力の育成	1 幼児期における教育の推進
		2 児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進 （「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善）
		3 学校段階間の接続の推進
	2 豊かな心の育成	4 道徳教育・人権教育の充実
		5 読書活動の充実
		6 体験活動・交流活動の充実
	3 健やかな体の育成	7 望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進
		8 食育の推進
		9 運動やスポーツに親しむ機会の充実
	4 社会の変化に対応できる 資質・能力の育成	10 社会的・職業的自立
		11 社会参画意識の醸成
		12 グローバル人材育成
〈方針2〉 学びの質の向上と学びの保障の実現	5 ICT の活用推進	13 児童生徒の情報活用能力の向上
		14 教育の ICT 環境整備の充実
		15 教職員の ICT 活用指導力の向上
	6 指導体制・教育環境の整備	16 働き方改革の推進
		17 教職員の指導力の向上
		18 安全・安心で質の高い教育環境の整備
	7 多様な教育ニーズへの対応	19 特別支援教育の推進
		20 不登校児童生徒への対応
		21 夜間中学の教育的支援と教育活動の充実
		22 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
		23 教育的支援が必要な子どもへの対応と相談体制の強化
		24 放課後の子どもの居場所づくりの推進
〈方針3〉 ともに支え合う学びの環境整備	8 家庭・学校・地域の連携と協働の推進	25 家庭の教育力の向上
		26 地域の教育力の向上と地域の教育資源の活用の推進
	9 生涯にわたる学びの推進	27 生涯学び、活躍できる環境の整備
		28 図書館機能を活用した学習活動の充実
		29 博物館などの活用を通じた学習活動の推進
		30 公民館の活用の推進
	10 文化財の保護・活用と調査	31 文化財の保護・活用と調査の推進